

令和5年度  
進路の手引き

山形養護学校

キャリア教育部

## 項目

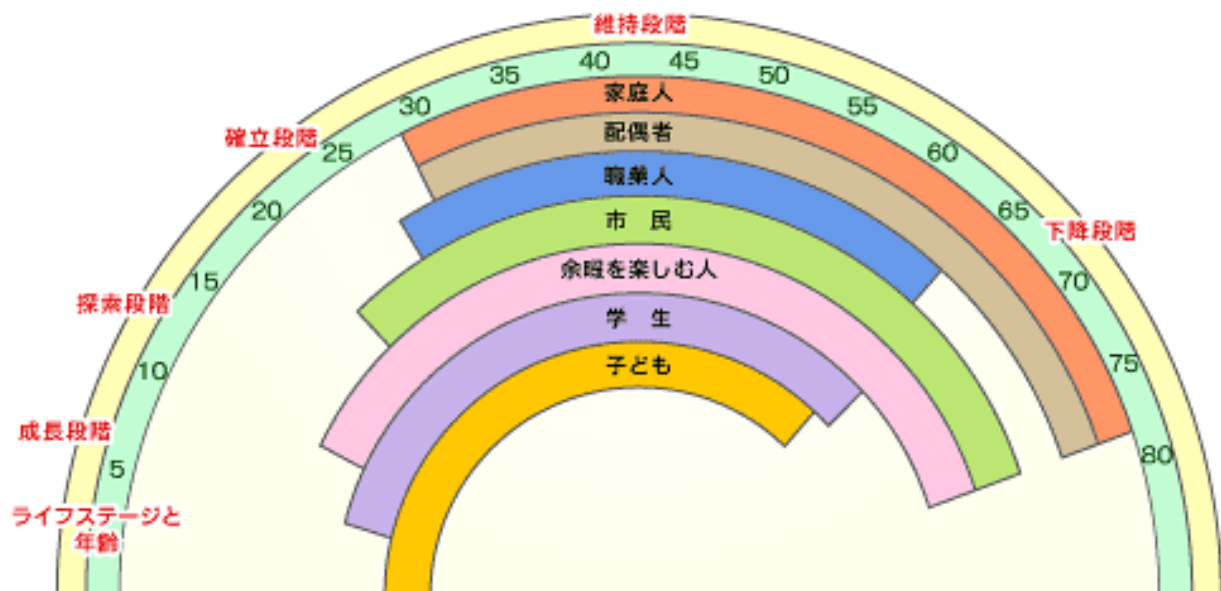
- 1 キャリア教育とは
  - 2 小学部（小学校）入学（編入）から卒業までの流れ
  - 3 中学部の進路の流れ
  - 4 高等部の進路先決定に向けての取り組み
  - 5 利用できる福祉サービス
  - 6 各種手帳について
  - 7 卒業後の選択肢
  - 8 お金について
  - 9 就労移行支援事業所一覧
  - 10 福祉サービス事業所一覧【ネットガイド】
  - 11 キャリア教育全体計画
- ※ 資料
- ①わかりやすい障害者総合支援法パンフレット
  - ②就労準備性ピラミッド

# 1 キャリア教育とは

児童・生徒がこれから直面するであろう、様々な課題に対して、個々にとって必要な支援を得ながら解決し、その人らしい生活を積み重ねることで『自立』していけるようにする、学校としての取り組みが「キャリア教育」です。

『自立』という言葉には、就職して一人暮らしをするようなイメージがあるかもしれませんが、本校では社会の中で自分の役割を（支援を受けて）果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことを表す言葉として用います。

## ライフキャリアの虹



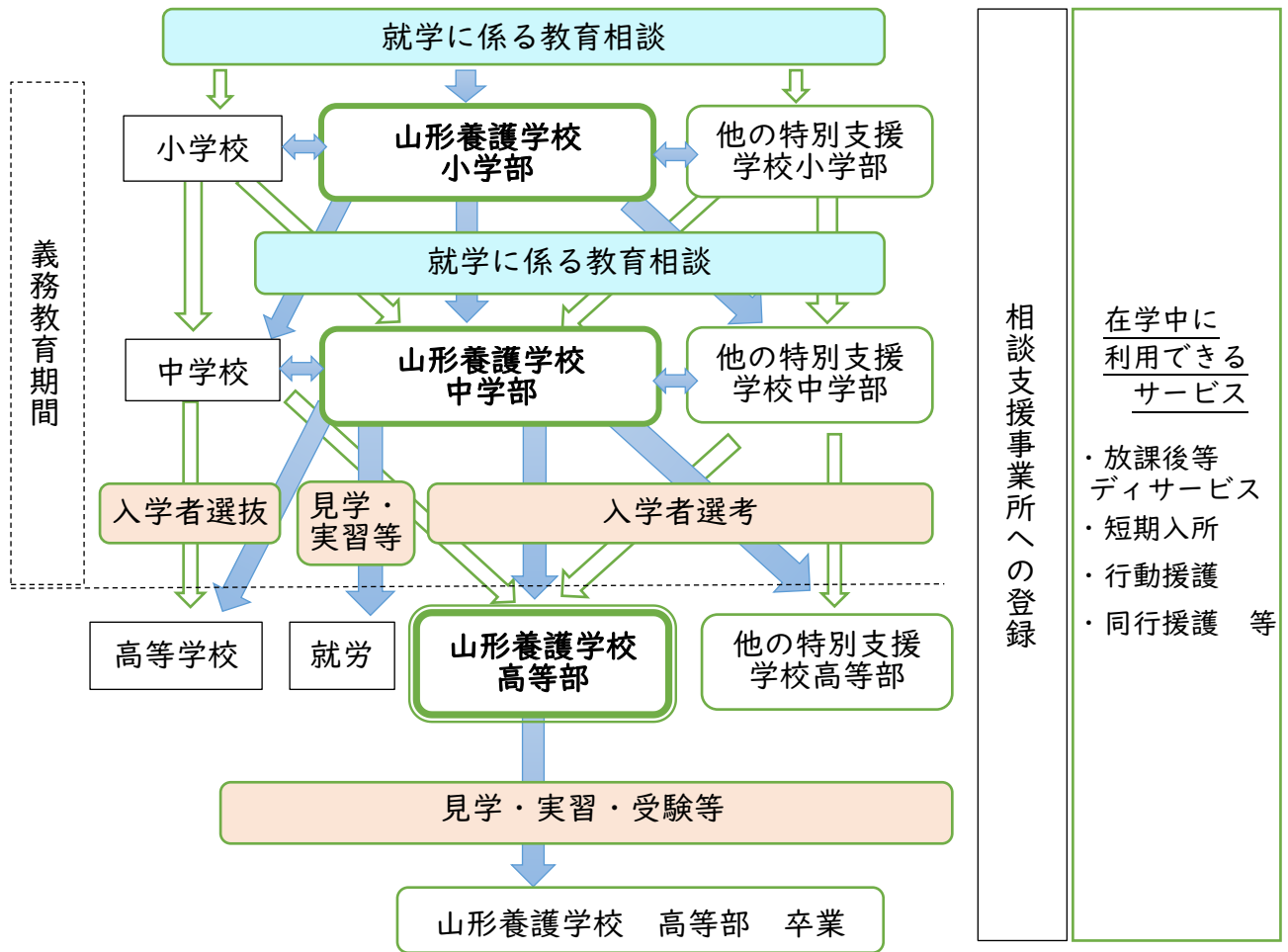
ライフ・キャリア・レインボーの図。Donald E., Ph.D. Super, Branimir Sverko, Charles M. Super 編『Lie Roles, Values, and Career International Findings of the Work Importance Study』（Jossey-Bass Publishers 刊）の 24 ページの図を基に簡易化し、日本語で表記

少し先の将来、私たちはどんな所で誰と一緒に活動しているでしょうか。

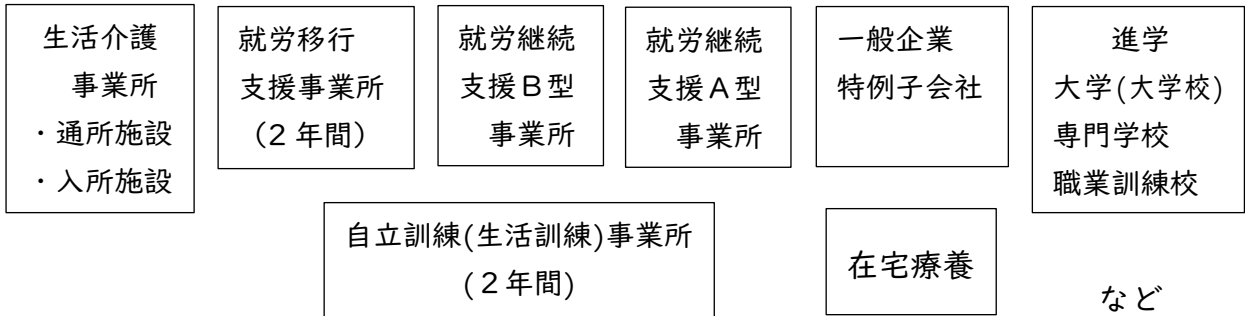
ライフキャリアの虹は“キャリアは一生発展し続ける”という理念のもとに年齢・役割・場面の組み合わせがライフキャリアであるという考え方を図にしたものです。親から見れば一生子どもかもしれませんが、視点を変えれば子どもであると同時に「職業人」であり「市民」等とみることが出来ます。また、社会人生活は、働くことだけが役割ではないことがわかります。

本校ではキャリア教育全体計画（項目ⅠⅠ参照）を作成し、学校全体で取り組んでいます。好きなこと、得意なこと、やりたいこと、やってみたいことなど、児童・生徒と保護者のみなさんと学校とで対話しながら、人生をよりよく送るための一助となれるよう、キャリア教育に取り組んでいます。

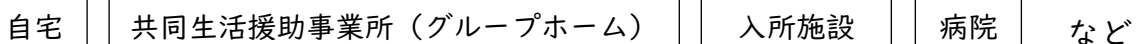
## 2 小学部（小学校）入学（編入）から卒業までの流れ



### 就労・進学先 等



### 生活の場



### 3 中学部 進路の流れ

R5年4月版

時期	本校高等部	他の特別支援学校	私立高等学校	県立高等学校
中2	高等部見学(秋～冬を予定)	面談で他の高校への希望を確認する。(病状的に可能か保護者が主治医に相談の上) 他校の見学(夏～秋) 学校説明会(中2対象上高養)		
	進路希望調査(冬休み中) 三者面談(冬休み後)			
中3	希望する高校(本校高等部/他の特別支援学校/私立高等学校/県立高等学校)を本人、保護者、担任で確認。			
5月				
6月	高等部入学者選考説明会 申し込み	学校説明会参加		
7月	高等部入学者選考説明会 (保護者・担任)	進路等教育相談 申し込み 進路等教育相談 7月末～	1学期末考査	模擬試験(学校で実施)
1学期末 面談	学校での生活の様子や試験の結果などを考慮し、進路について話し合う。			
8月 9月	高等部進路等教育相談 (本人・保護者・担任)	進路等教育相談 志願資格についての連絡	オープンスクールに参加する。 必要に応じて、外部の模擬試験を受ける。	
10月 11月 12月	志願資格についての連絡 志願書類請求 志願手続きの説明 調査書・健康調査書の提出	一般願書を記入する。 志望校に願書を提出する。	面談で志望校を決定する。	
1月	入学願書受付		一般願書を記入する。 → 担任に願書を提出する。 志望校に願書を提出する。	進路等教育相談 ～1月末
2月	高等部入学者選考(16日) 面接(本人・保護者) 5教科学力検査(1組の場合)	入学者選考(本校と同日)	私立高校入学選考試験 合格発表	願書の下書きをする。 一般願書を記入する。 → 担任に願書を提出する。
3月	合格発表 入学者説明会(21日)	合格発表		県立高等学校入学選考試験 合格発表

※ 福祉的就労については、随時相談、見学、実習、関係機関登録等を行っていきます。

### 4 高等部 進路先決定に向けての取り組み

R5年4月版

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年生	・個別面談 (個別的教育支援計画作成の中で)		・6/26(月)～6/30(金) 前期 校内実習 ・社行会 ・報告会 ・(保護者進路研修会) ・進路希望調査①		・事業所見学		・11/6(月)～11/10(金) 後期 校内実習 ・社行会 ・報告会 ・(保護者進路研修会)		・進路希望調査② → 個別に相談			
・進学希望者は随時オープンキャンパス参加(本人保護者中心)、情報収集、学習等準備(・大学入学共通テスト受験生準備)												
2年生	・前期実習に向けて 個別の相談や見学		・6/26(月)～6/30(金) 前期 就業体験・現場実習 (※自宅から通える所) ・社行会 ・報告会 ・(保護者進路研修会) ・進路希望調査①		・ふれあい合同面接会 見学(希望者) 9/26(火) ・後期実習に向けて 個別の相談や見学		・11/6(月)～11/10(金) 後期 就業体験・現場実習 (※自宅から通える所) ・社行会 ・報告会 ・(保護者進路研修会)		・進路希望調査② → 個別に相談			
・進学希望者は随時オープンキャンパス参加(本人保護者中心)、情報収集、学習等準備(・大学入学共通テスト受験生準備)												
3年生	・職業評価(模擬に於いて) ・ハローワーク登録 (随時) (・障害者手帳申請)		・6/26(月)～6/30(金) 前期 就業体験・現場実習 (※進路希望先へ) ・社行会 ・報告会 ・(保護者進路研修会) ・進路希望調査		・ふれあい合同面接会 参加 9/26(火) ・面接練習 ・履歴書等書類作成 ・B型利用に係る総合 アセスメント(随時) ・区分認定申請等 (随時)		・11/6(月)～11/10(金) 後期 就業体験・現場実習 (※進路希望先へ) ・社行会 ・報告会 ・(保護者進路研修会)		・面接、内定、礼状送付 ・決定後「ふれ」登録 (・進路先が決まらない場合⇒個別の実習) (・進路先が決まらない場合⇒個別の実習) (・区分認定申請、利用計画の相談、契約等)			
①「一般就労」 「A型事業所就労」 希望	・進路希望先(実習先)決定に向けた 個別相談や見学											
②「B型事業所就労」希望												
③「生活介護事業所」希望												
④「進学」希望	・随時オープンキャンパス参加 ・受験に向けた取組(面接練習、模試など) → ・受験方法決定(総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜) (※指定校推薦はありません) (※進学希望先への配慮申請や受験手続は保護者中心に行っています。) ○総合型選抜 出願 ⇒ 受験 ○学校推薦型選抜 出願 ⇒ 受験 ○一般選抜(大学入学共通テスト)出願 ⇒ 受験 (⇒大学毎の2次試験(前期・後期) ・進学先決定者は進学先からの課題に取り組む											

※ 3年生は必要に応じて、随時面談を行ったり、個別実習を行ったりしながら、進路先決定へ向けて進めていきます。

## 5 利用できる福祉サービス

福祉サービスは、個々の障害のある人々の障害程度や本人をとりまく環境（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

サービスには期限のあるものと、期限のないものがありますが、有期限であっても、必要に応じて支給決定の更新（延長）は一定程度、可能となります。

### 障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

		サービス内容	
訪問系	介護給付	居宅介護	者 児 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		重度訪問介護	者 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う（日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。）
		同行援護	者 児 視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う
		行動援護	者 児 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
		重度障害者等包括支援	者 児 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う
日中活動系	施設系	短期入所	者 児 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		療養介護	者 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う
		生活介護	者 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
居住支援系	訓練等給付	施設入所支援	者 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		自立生活援助	者 一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う
訓練系・就労系	訓練等給付	共同生活援助	者 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う
		自立訓練（機能訓練）	者 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う
		自立訓練（生活訓練）	者 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う
		就労移行支援	者 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
		就労継続支援（A型）	者 一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
		就労継続支援（B型）	者 一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
		就労定着支援	者 一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う

出典：厚生労働省『障害者福祉サービス等の体系』

## 6 各種手帳について

※「あたらしいほうりつの本」(全国手をつなぐ育成会連合会)、厚生労働省、及び、山形県・山形市 HP 等を参考に作成した資料です。

	療育手帳	身体障害者手帳	精神障害者保健福祉手帳
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的障がい児・者への一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対して各種の援助措置を受けやすくするため、児童相談所又は知的障がい者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して、都道府県知事又は指定都市市長が交付する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者福祉法に定める身体上の障がいがあるものに対して、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付する。</li> </ul> <p>根拠：身体障害者福祉法第15条</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の精神障がいの状態にあることを認定して精神障害者手帳を交付することにより、各種の支援策を講じやすくし、精神障がい者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図ることを目的として、都道府県知事又は指定都市市長が交付する。</li> </ul>
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所又は知的障がい者更生相談所において、知的障がいでであると判定された者。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者福祉法別表にある身体上の障がいがある者。(※「永続すること」が要件。主治医等へご相談を)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障がいの状態にあると、医師などに認められた者。</li> </ul>
障がいの程度	<p>○<u>重度の基準…</u> (A)</p> <p>①知的指数が概ね 35 以下であって、次のいずれかに該当する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食事、着脱衣、排便及び洗面など日常生活の介助を必要とする。</li> <li>異食、興奮などの問題行動を有する。</li> </ul> <p>②知的指数が概ね 50 以下であって、盲、ろうあ、肢体不自由などを有する者。</p> <p>○<u>それ以外の基準…</u> (B)  <u>重度 (A) のもの以外</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法別表に該当するかどうかの詳細については、身体障害者福祉法施行規則別表第5号「身体障害者程度等級表」において、障がいの種別に重度の側から1級から6級の等級が定められている。</li> </ul> <p>1級 ← 重度 軽度 → 6級</p> <p>※7級の障がいは、<u>単独では交付対象とはならない</u>が、次の①又は②の場合は、対象となる。</p> <p>①7級の障がいがある者が2つ以上重複する場合。</p> <p>②7級の障がいがある者が6級以上の障がいと重複する場合。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神疾患の状態と能力障がいの状態の両面から総合的に判断し、<u>次の3等級とする</u>。</li> </ul> <p><b>1級</b>：精神障がいであって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの。</p> <p><b>2級</b>：精神障がいであって、日常生活が著しく制限を受けるか、又は、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの。</p> <p><b>3級</b>：精神障がいであって、日常もしくは社会生活が制限を受けるか、又は、日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの。</p>
交付申請先	<ul style="list-style-type: none"> <li>居住地の市町村福祉課 (聞き取りあるため事前連絡必要)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>居住地の市町村福祉課 (まず申請書等の書類を受け取ってから)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>居住地の市町村福祉課 (まず申請書等の書類を受け取ってから)</li> </ul>
申請に必要な物	<ul style="list-style-type: none"> <li>顔写真 (縦4cm×横3cm、) 母子手帳、マイナンバーの分かる物 など (※市町村福祉課にご確認ください)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書、指定医の診断書 顔写真 (縦4cm×横3cm) 印鑑、マイナンバーの分かる物など(※市町村福祉課にご確認ください)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書、医師の診断書、顔写真 (縦4cm×横3cm) 印鑑、マイナンバーの分かる物など(※市町村福祉課にご確認ください)</li> </ul>
更新	<ul style="list-style-type: none"> <li>手帳に記載された「次の判定年月」に再判定。(障がいの程度確認のため)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>症状固定であれば無制限。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有効期間は2年間。(手続きは新規申請と同様ですがご確認ください。)</li> </ul>

## 手帳で受けられる福祉的援助（主なもの）

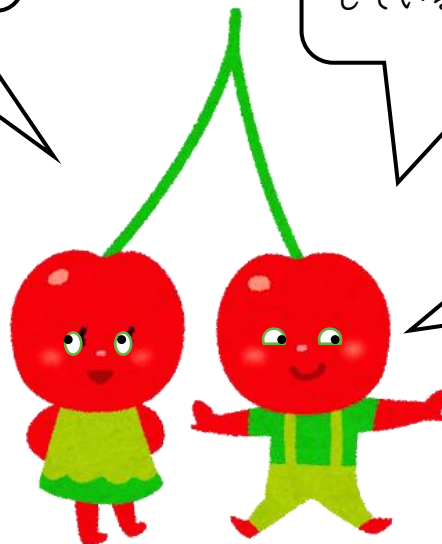
福祉制度等	内容
各種税金の控除、減免	所得税、住民税、自動車税や軽自動車税、自動車取得税
公共交通機関の割引	J R等鉄道の割引、減免 航空運賃の割引、減免 バス、タクシーの割引、減免
医療費	障がい者医療費助成制度
各種料金の割引	N H K放送の受信料の全額または半額の免除 N T T：ふれあい案内（電話番号案内）の利用料が無料 有料道路通行割引（事前登録が必要） 携帯電話の割引制度
各種施設のサービス・割引	レジャー、スポーツ施設

複数の種類の手帳を取得することも可能です。

手帳を持っているだけでは、割引になりません。忘れずに所持していることを伝えましょう。

障がいの部位や等級により、受けられる内容が異なる場合や、市町村民税課税状況により、受けられないものもあります。相談は市町村へ。

就労時（一般就労、福祉就労ともに）にいずれかの手帳が必要になることが多いです。



**タクシー会社**  
10%程度の割引をしている会社が多い。



**航空会社**  
国内線を30~40%割引している。



**携帯電話料金**  
主な携帯電話会社では、利用料金を割引している。内容は会社ごとに異なる。



**フェリー会社**  
運賃を50%割引している。



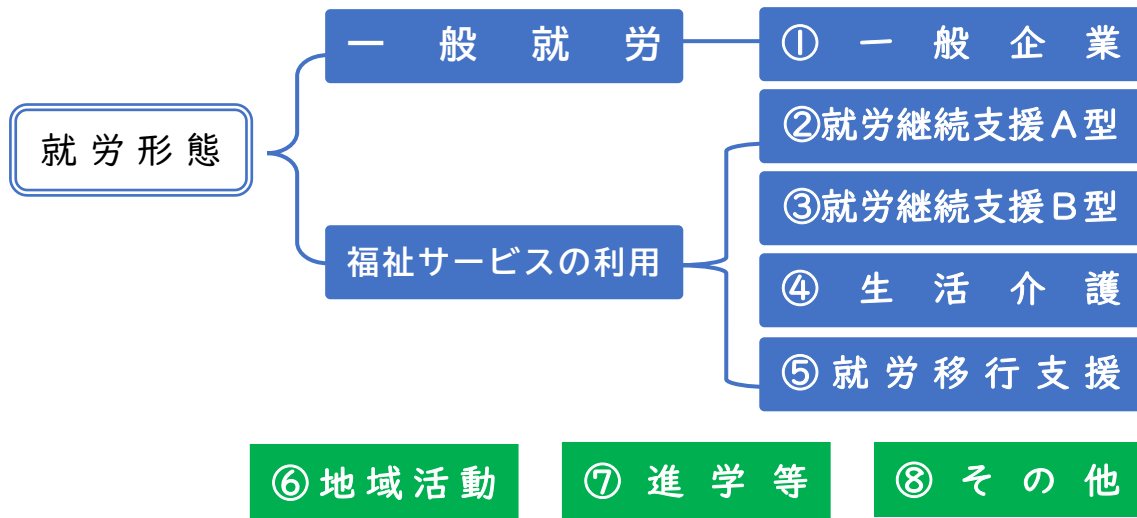
**上下水道料金**  
多くの自治体では、水道料金や下水道料金の割引をしている。

**公立施設・民間施設の割引**  
公立施設、動物園、水族館、映画館など、割引を行っている施設もある。  
※割引率は施設、企業によって異なる。



## 7-1 卒業後の選択肢 ～就労形態や進学など～

卒業後の選択肢は様々です。社会生活スタート時に考えられる8通りをまとめました。



### ①一般就労（いっぱんしゅうろう）

- ・ 障がい者雇用枠で配慮や支援を受け、就労することが多いです。
- ・ ハローワークを介して雇用契約（※注1）を結び、給与（最低賃金（※注2）以上）をもらいながらフルタイムもしくはパートタイムで働きます。
- ・ 仕事に行くために、公共交通機関や自家用車を利用して一人で通勤することが必要になることがあります。
- ・ 障害者職業センターのジョブコーチ支援や、障害者就業・生活支援センターへ登録することで職業定着の支援を受けたり、相談に応じてもらったりすることができます。

### ②就労継続支援A型（しゅうろうけいぞくしえんAがた）

- ・ 雇用契約を結び、支援を受けながら仕事をします。
- ・ 最低賃金以上の時給が保障され、働いた時間の分だけ給与をもらいます。

### ③就労継続支援B型（しゅうろうけいぞくしえんBがた）

- ・ 自分のペースや時間で作業をしながら、就労に必要な力を養います。
- ・ 作業量に応じた工賃をもらいながら、知識や技能・能力の向上を目指します。
- ・ 平均工賃は5千円から2万円程度です。事業所の仕事内容によって変わります。
- ・ 高等部卒業後すぐの利用では（※注3）就労アセスメントを受ける必要があります。

### ④生活介護（せいかつかいご）

- ・ 体調に合わせ、作業や日常生活に必要な訓練などを行ったり、創作的活動など豊かな社会生活を送るための活動を行ったりします。
- ・ 利用料や送迎料が掛かることもあります。生活の場が自宅またはグループホームの場合は通所施設、24時間施設での支援を受ける場合は入所施設の利用になります。
- ・ 障がい支援区分（※注4）が「区分3～4」以上の方が対象です。

### ⑤就労移行支援（しゅうろういこうしえん）

- ・ 就労を希望し、就労するための準備期間としての訓練を行います。
- ・ この訓練を経て一般就労、A型事業所、B型事業所等の適性を確認します。
- ・ 一般就労を目指し、就労に必要な知識や技能を身につけ、進路開拓、職場定着までの支援を行います。
- ・ 利用できる期間はトータルで原則2年間です。

### ⑥地域活動支援

- ・ 創作的な活動や生産活動の提供を受け、社会との交流等を行います。利用には料金（1割負担）がかかります。活動内容により、賃金が貰える場合もあります。

### ⑦進学等

- ・ 大学（県立の大学校）や専門学校、障害者職業能力開発施設などがあります。
- ・ 授業の単位を取りながら、専門的な知識を学んだり、資格を取ったりします。
- ・ 入学に関しては、希望する進学先の応募条件や受験方法などを確認しながら進める必要があります（本校に指定校推薦はありません）。筆記試験や面接試験等に向け、日頃から目標を持って学習に取り組む姿勢が求められます。

### ⑧その他

- ・ 在宅療養、入所など。



注1 雇用契約とは：「労働者が雇用者の労働に従事し、雇用者がこれに対してその報酬を与える契約」をいいます。

注2 最低賃金とは：国が定める賃金の最低額のこと、使用者は最低賃金の適用を受ける労働者に対しその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとするものです。令和4年度の山形県の最低賃金は854円です。

注3 就労アセスメントとは：就労継続支援B型利用の「可否」を判定するためのものではなく、サービス利用希望者が最も適した場所で働くことができるように、就労移行支援事業所等で面談や作業観察を行い、作業能力や就労意欲、集中力等を把握するシステムのことです。就労アセスメントを通して、本人の特性や能力を最大限活かすことができるような支援を行い、最も適した「働く場」に円滑に移行していけるよう支援します。

注4 支援区分：障がいの多様な特性や心身状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分です。



## 7-2 卒業後の選択肢 ～生活の場～

卒業後の生活では、「生活の場」についても考えておくことが大切です。卒業後も引き続き家族と同居をする方が多いですが、施設入所やグループホーム、一人暮らしも考えられます。以下にQ & A形式でまとめました。

### Q 施設入所とは？

生活介護、自律訓練または就労移行支援等の対象の方に対し、日中活動と合わせて主に夜間において、入浴、排せつ、食事等日常生活上の支援を行います。支援区分によって利用できる人が限られます。

### Q 施設入所は卒業後すぐに利用できますか？

利用の希望を出してもすぐには入所できるとは限りません。事前に相談支援事業所に登録、相談しておくことが必要です。また、ショートステイなどを利用し、自宅を離れて生活することに本人が慣れていないと、とてもつらい思いをすることがあります。将来の生活の場を見据えて、在学中からショートステイなどのサービスの利用をお勧めします。

### Q グループホームとは？

グループホームとは、病気や障がいなどで生活に困難を抱えた人たちが、**専門スタッフ**(下記参照)等の支援や相談を受けながら、一般の住宅等を利用し共同生活を行う下宿屋さんのようなものです。福祉サービスの「共同生活援助」にあたります。利用には日中活動の場があることが求められ、職員体制は、1施設に世話人1人が配置される程度です。そのため、利用者は掃除や洗濯などある程度自活能力があることを求められます。

**世話人**…食事の提供、健康についてやお金の管理、余暇の過ごし方の相談。

**生活支援員**…介護や介助が必要な方へ、入浴や掃除、通院などのお手伝い。

**サービス管理責任者**…利用者のサービス計画の作成。

**管理者**…ホームの利用者や職員への対応。

### Q グループホームでの生活費は？（A先輩と、一般的な一人暮らしの比較）

#### <グループホームの場合>

家賃	17,000円
食費	20,000円
日用品	3,000円
光熱費	10,000円
通信料	10,000円
計	約 60,000円

#### <一人暮らしの場合>

家賃	30,000円～50,000円
食費	30,000円
日用品	5,000円
光熱費	15,000円
通信料	10,000円
計	約 90,000円～110,000円

### Q 一人暮らしはできますか？

生活の工夫や症状の程度によって一人暮らしをしている方もいます。一人暮らしをする時にあたり、最低限必要なこととしては、①適切なおところにSOSが出せること。②短期的なお金(1週間分の生活費等)の管理ができること。(長期的な金銭管理は社会福祉協議会にお願いすることができます。)③買い物ができること。④ご近所付き合いや地域参加ができること。⑤一人暮らしを楽しめること。などが挙げられます。

## 8 お金について

### 1 障害基礎年金(障害年金)

- ・ 受給資格をもっている人が20歳から受け取れる年金のことです。障がいがあれば誰でも受け取れるというわけではありません。年金保険料の支払いが一定の期間あることや、対象となる傷病や障害が国民年金法と厚生年金法で定められた等級に該当する必要があります。
- ・ 障害年金は2か月に一度2か月分振り込まれます。支給額は子どもの有無などにより人それぞれ異なりますが1級が993,750円、2級が795,000円です。(令和5年4月現在)

#### 【注意事項】

- ・ 障がい者手帳と障害年金は別制度で、手帳を持っていても自動的ににはもらえません。

### 2 障害基礎年金(障害年金)と老齢基礎年金(老齢年金)

- ・ 障害年金を受給している人も、65歳になれば老齢年金を受給できます。
- ・ 障害年金と老齢年金は同時にはもらえません。どちらかを選んで受給することになります。
- ・ 障害年金の2級と老齢年金の満額は同額です。障害年金は非課税なことから、障害年金を選択することが多いです。
- ・ 障害年金を受けている間は、国民年金の保険料が「免除」になります。「免除」になっている期間、老齢年金は「半分」で計算します。したがって、20歳からずっと障害年金をもらっていて、国民年金保険料が60歳まで全部「免除」になっていた場合、老齢年金の金額は「満額の半分」となります。
- ・ 生涯、障がいの状況が変わらない方は、ずっと障害年金を受け取れます。

### 3 障害基礎年金(障害年金)と生活保護

- ・ 障害年金と生活保護を同時に受け取ることは可能です。ただし、障害年金の額だけ、生活保護費は減額されます。
- ・ 生活保護費は、生活扶助(食料や光熱水費)、住宅扶助(家賃)、医療扶助(病気の治療費)などの国の基準によって、年齢、居住地等に算出されます。相談窓口は市町村です。

### 4 障がい者採用と一般採用

- ・ 一般的に障がい者採用であることで給与が低くなることはありません。
- ・ 年平均月間収入(H30厚生労働省)

形態	平均月間収入
一般雇用 (健常者が就職)	月35万000円
障がい者雇用(障がい者が就職)	身体障がい者 月21万5千円
	知的障がい者 月11万7千円
	精神障がい者 月12万5千円

※障がい者の給料が低い理由

「正社員の割合が低い」……63%が非正社員。

「労働時間が短い」……週の労働時間が20時間以上30時間未満の方が30%。

「賃金があがりにくい職種に就いている人が多い」…生産、事務、清掃等。

## 5 奨励費と手当

### (1) 特別支援教育就学奨励費（よく就学奨励費と言っています。）

お子さんが特別支援学校や特別支援学級などに通っている場合に、学校で使う道具など学校に係る経費に必要な費用の一部を国や地方自治体が補ってくれるサービスです。

○対象とする経費：通学費、給食費、教科書費、学用品費、修学旅行費など

※保護者の収入などにより、3段階の区分があり、段階によって対象となる経費などが異なってきますので、詳しくは、本校事務部までお問合せください。

分からないことがありましたら、  
お気軽に本校事務部までどうぞ。  
TEL 023-684-5721



### (2) 特別児童扶養手当

精神又は身体に障がいをもつ児童について手当を支給することにより、これらの児童の福利の増進を図ることを目的としています。

- ①対象者 20歳未満で、身体又は精神に重度又は中度以上の障がいがある児童
- ②受給対象者 上記の児童を扶養している養育者
- ③支給月額 1級…53,700円 2級…35,760円
  - ・手当は、原則として認定請求したその翌月分から支給され、年3回（4、8、12月）前月分までが支払われます。
  - ・所得が、制限限度を超える場合は、支給が全部停止となります。
- ④支給の制限 児童が障がいのために公的年金を受けることができるとき、日本国内に住所がないときなど、いくつか支給の制限があります。
- ⑤支給の手続き お住まいの市町村福祉担当課又は県総合支庁福祉担当課。

療育手帳など、各手帳と特別児童扶養手当は別制度です。それぞれ診断を受けて、判別されます。



### (3) 障害児福祉手当

重複障がい児に対して、その障がいのため必要となる精神的、物質的など区別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障がい児の福祉の構造を図ることを目的としています。

- ①対象者 精神又は身体に重度の障がいがあるため、常時介護を必要とする在宅の20歳未満の方。
- ②支給月額 15,220円
  - ・毎月2、5、8、11月にそれぞれの前月分までが支給されます。
- ③申請先 お住まいの市町村福祉担当課
  - ・所得により、手当の支給が制限される場合があります。詳しくは、市町村や県総合支庁福祉担当課にお問い合わせください。

特別児童扶養手当と障害児福祉手当は併給できます。



## 9 就労移行支援事業所一覧

### 1 山形市及びその周辺にある就労移行支援事業所

	就労移行支援事業所名	所在地
1	就労移行支援事業山形コロニー就労サポートセンター	山形市
2	障害福祉サービス事業所山形県リハビリセンター	山形市
3	チャレンジドジャパン山形センター	山形市
4	ディーキャリア山形オフィス	山形市
5	manaby 山形事業所	山形市
6	就労移行支援事業所むすび	寒河江市
7	就労移行事業所ピース第Ⅱ楯岡	村山市
8	村山市社会福祉協議会多機能事業所わっしょい	村山市
9	障害福祉サービス事業所天童ひまわり園	天童市
10	就労移行支援事業所 ピース 第Ⅱ大林	東根市
11	マックスアカデミー東根	東根市

※現在、上山市・山辺町には就労移行支援事業所はありません。

### 2 就労移行支援事業所の詳細

1	山形コロニー就労サポートセンター	定員	20名
住所	〒990-2322 山形市桜田南1-19	営業日・時間	月～金 9:00～15:30
電話	023-641-7365	FAX	023-665-1415
活動内容	<p>&lt;就労移行支援&gt; 一般就労に向けて、働くための基本的な知識やマナー、挨拶等の習得から、本人の希望や適性に応じた作業訓練を行います。</p>		
	<p>&lt;併せての事業内容&gt; 就労支援 / 職場定着支援 / 就労継続支援 A 型・B 型 / 相談支援事業 / 障害者福祉ホーム</p>		

2	山形県リハビリセンター	定員	6名
住所	〒990-2231 山形市大字大森385	営業日・時間	月～金 8:30～17:00
電話	023-686-3722	FAX	023-686-3723
活動内容	<p>&lt;就労移行支援&gt; 事業所内での作業実習や就職準備学習を通して就労に必要な力を身に付けます。準備が整った方は、企業での職場実習や適性に合った職場探しを行い、一般就労を目指します。</p>		
	<p>&lt;併せての事業内容&gt; 職場定着支援 / 就労継続支援 B 型 / 生活介護 / 施設入居支援 / 共同生活支援 相談支援</p>		

3	チャレンジドジャパン山形センター	定員	20名
住所	〒990-0039 山形市香澄町1-3-15 山形むらきさわビル6階	営業日・時間	月～金 8:30～17:00
電話	023-674-8971	FAX	023-674-8972
活動内容	<就労移行支援> 自己理解・職業スキル・対人行動・就職準備・機能的コミュニケーション・自立機能・社会生活スキル・働くために必要な訓練や個人トレーニングを行います。		
	<併せての事業内容> 職場定着支援		

4	ディーキャリア山形オフィス	定員	20名
住所	〒990-0043 山形市本町一丁目4-27 セントラルビル8F	営業日・時間	月～金 8:30～17:30
電話	023-616-4111	FAX	023-616-4112
活動内容	<就労移行支援> 大人の発達障害に特化したコンテンツ「ライフスキルコース」「ワークスキルコース」「リクルートコース」の3ステップで長期的な就業に向けたサポートを行っています。		

5	manaby 山形事業所	定員	20名
住所	〒990-0031 山形市十日町1-1-34 リアライズ山形駅前通ビル2階	営業日・時間	月～金 10:00～15:00 土 10:00～13:00
電話	023-615-8570	FAX	023-615-8577
活動内容	<就労移行支援> 2023年4月にオープン。自分らしい働き方を見つけるために、初心者から始めることができる「Word」「Excel」、「Photoshop」「HTML/CSS」「プログラミング」など様々なスキルを60種類以上の講座から学ぶことができます。		

6	就労移行支援事業所むすび	定員	10名
住所	〒991-0041 寒河江市大字寒河江 字塩水4-1	営業日・時間	月～金 8:30～17:30
電話	0237-84-1566	FAX	0237-84-7880
活動内容	<就労移行支援> 一般企業へ就職するのに不安や困難さを抱える方に対して、パソコン訓練・ビジネスマナー訓練・ソーシャルスキルトレーニング・体カトレーニングなどの訓練を行います。		
	<併せての事業内容> 就労継続支援B型 / 生活訓練 / 相談支援事業		

7	就労移行事業所ピース第Ⅱ楯岡	定員	12名
住所	〒995-0034 村山市楯岡五日町4-1 村山福祉プラザ2F	営業日・時間	月～金 8:30～17:30
電話	0237-53-0314	FAX	0237-53-0314
活動内容	<就労移行支援> 生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。		
	<併せての事業内容> 職業定着支援		

8	社会福祉協議会多機能事業所わっしょい	定員	6名
住所	〒995-0024 村山市楯岡笛田4-5-1	営業日・時間	月～金 9:00～16:00
電話	0237-47-8694	FAX	
活動内容	<就労移行支援> 箱折り、ポスティング、タオルたたみ、ピッキング、売店商品管理・補充、部品組み立てなどを行います。		
	<併せての事業内容> 就労継続支援B型 / 就労定着支援 / 生活介護 / 計画相談支援		

9	障害福祉サービス事業所天童ひまわり園	定員	6名
住所	〒994-0071 天童市大字矢野目129-2	営業日・時間	月～金 8:30～16:30
電話	023-654-6560	FAX	023-654-6631
活動内容	<就労移行支援> 自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう生産活動その他の活動の機会を通じ、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。		
	<併せての事業内容> 就労定着支援 / 就労継続支援B型		

10	就労移行支援事業所 ピース 第Ⅱ大林	定員	6名
住所	〒999-3714 東根市大林2-4-40	営業日・時間	月～金 10:00～15:30
電話	0237-48-6202	FAX	0237-48-6212
活動内容	<就労移行支援> 生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。		
	<併せての事業内容> 職業定着支援		



II	マックスアカデミー東根	定員	20名
住所	〒999-3711 東根市大林中央3-3-5	営業日・時間	月～金 9:00～16:00
電話	0237-48-7600	FAX	0237-48-7611
活動内容	<就労移行支援 身辺自立・集団適応・学習支援等の訓練の他に、自分の将来を自己決定するために様々な訓練支援（実習・求人検索・求人解説・面接訓練・PCスキル・メイク・クッキング・書道など）を行います。		
	<併せての事業内容> 生活訓練		

# 10 福祉サービス事業所一覧 ネットガイド

## 1 山形県指定障がい福祉サービス事業所一覧

山形県内の県知事指定を受けた事業所について最新の情報が地域、障がい種ごとにリストアップされています。

検索キーワード「山形県 指定障がい福祉サービス事業所」など。→「障害者総合支援法に基づく指定障がい福祉サービス事業者等の指定申請等について」

(上記ページ内の「③指定障がい福祉サービス事業所等一覧」を参照ください。)

URL: [障害者総合支援法に基づく指定障がい福祉サービス事業者等の指定申請等について](#)

### 山形県 (pref.yamagata.jp)

The screenshot shows the official website of Yamagata Prefecture. The main content area is titled '障害者総合支援法に基づく指定障がい福祉サービス事業者等の指定申請等について'. It provides information on the application process for designated disability welfare service providers. A table lists the designated municipalities and their contact information. A search bar is visible on the right side of the page.

**障害者総合支援法に基づく指定障がい福祉サービス事業者等の指定申請等について**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）の対象となるサービスを提供する事業所・施設については、事業所・施設の所在地が山形県内の場合、山形県知事の指定を受ける必要があります。

なお、平成31年4月1日から山形市が中核市へ移行したことから、山形市に住所を有する事業所・施設は、山形県知事ではなく、山形市長の指定を受ける必要があります。

山形県知事から指定を受ける必要がある事業所・施設において、次の事業を開始する場合は、「指定申請」とは別に、県に対して「事業開始届出」を提出する必要があります。

(1)障害福祉サービス (2)一般相談支援 (3)特定相談支援 (4)移動支援 (5)地域活動支援センターを運営する事業 (6)福祉ホームを運営する事業

※(3)の特定相談支援については、「指定申請」は市町村に対して、「事業開始届出」は県に対して提出する必要があります。

なお、山形市に住所を有する場合は、「指定申請」、「事業開始届出」のいずれも山形市に対して提出する必要があります。

※事業に係る変更届出、休止（廃止）届出も「指定に係る変更届出等」とは別に提出が必要です。（(3)の特定相談支援について、山形市に住所を有する場合は、山形市へ提出する必要があります。）

**申請先**

指定の申請先は、事業所・施設の所在地を管轄する各総合支庁の福祉担当課となります。

申請先一覧

総合支庁名	所在地	電話番号	管轄市町村
村山総合支庁 地域健康福祉課	山形市十日町一丁目6-6	023-627-1148	寒河江市、上市市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石町
最上総合支庁 地域保健福祉課	新庄市金沢学大道上2034	0233-29-1276	新庄市、釜山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮎川村、芦沢村
置賜総合支庁 地域保健福祉課	米沢市金池七丁目1-50	0238-26-6028	米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、紙巻町
庄内総合支庁 地域保健福祉課	東田川郡三川町大字横山字地蔵19-1	0235-66-5656	鶴岡市、酒田市、庄内町、三川町、遊佐町

※事前に相談のうえ、手続き願います。

※事業者のかたは、こちらも御覧ください。

(1)山形県指定障害福祉サービス事業者等の基準条例・施行規則について  
 (2)指定障害福祉サービス事業所等一覧(R.6.1.2)現在(PDF:31240KB)  
 (3)山形県障がい者・児施設・事業者業務管理体制の整備の届出について

**←ここをクリック**

## 2 山形市ホームページ内の障がい福祉サービス等事業所ガイド

山形市内および山形市近郊のサービス提供事業所情報がまとめてあります。

検索キーワード「山形 障がい福祉サービス等 事業ガイド」など。ページ内の PDF ファイルをダウンロードください。

URL: [障がい福祉サービス等 事業所ガイド \(yamagata-yamagata.lg.jp\)](http://yamagata-yamagata.lg.jp)

The screenshot shows the Yamagata City website interface. At the top, there is a navigation bar with the city logo and several utility buttons: '新型コロナウイルス感染症関連' (COVID-19 related), '山形市の魅力' (Attractions of Yamagata City), and 'お気に入り' (Favorites). Below this is a main menu with categories: '暮らし・手続き' (Living/Procedures), '子育て・教育' (Childcare/Education), '健康・福祉' (Health/Welfare), '文化・スポーツ' (Culture/Sports), '産業・ビジネス' (Industry/Business), and '市政情報' (Municipal Information). A search bar is located below the menu, with the text '情報を探す /' and a search icon. The search results show the current location: 'トップページ > 健康・福祉 > 障がい者福祉 > 障がい福祉サービス関係 > 障がい福祉サービス等事業所ガイド'. The main content area features a large blue banner with the title '障害者福祉サービス等事業所ガイド'. To the right of the banner, there are buttons for 'お気に入りに登録する' (Register to Favorites), 'ページ番号1004625' (Page number 1004625), '更新日 令和5年6月29日' (Update date: June 29, 2023), '印刷' (Print), and '大きな文字で印刷' (Print in large text). Below the banner, there is a paragraph of text explaining the purpose of the guide and a link to the PDF file: '令和5年度障がい福祉サービス等事業所ガイド (PDF 2.3MB)'. A red box highlights this link. Below the link, there is a button labeled '←クリック' (Click). The left sidebar contains a menu for '健康・福祉' with sub-items: '障がい者福祉', '> 障がい福祉サービス関係', '地域生活支援拠点等の機能を担う事業所について', '障がい児通所（入所）支援', 'まんさくの丘（障がいのある方のための福祉総合施設）', '地域生活支援事業', '障がい福祉サービス等（自立支援給付）', and '相談窓口について'.

### 3 社会福祉法人山形県社会福祉協議会「山形県福祉人材センター」の発行の事業所案内

県内各地域ごと、障がい種ごとに選択し173件分の事業所データを閲覧することができます。

検索キーワード「山形県の福祉施設・事業所ガイドブック(障がい者施設編)」など。

URL: [山形の福祉施設・事業所ガイドブック \(ymgt-shakyo.or.jp\)](http://ymgt-shakyo.or.jp)

**山形の福祉施設・事業所  
ガイドブック (障がい者施設編)**

03月22日 (Tue)

---

登録総数：173件

50件順でさがす

あ行

あ い う え お

か行

か き く け こ

さ行

さ し す せ そ

た行

た ち つ て と

な行

な に ぬ の

は行

は ひ ふ へ ほ

ま行

ま み む め も

や行

や ゆ よ

ら行

ら り る れ ろ

わ行

わ を

発行  
社会福祉法人山形県社会福祉協議会  
山形県福祉人材センター

- 原稿のご提供をいただけなかった施設・事業所についても、各事業区分ごとにフェイス部分のみを一部掲載させていただきました。
- 原稿の一部をご提供いただいた施設・事業所については、その部分のみ掲載させていただきました。

【事業主の皆様へ】

掲載されている内容に訂正や変更がありましたらこちらまでご連絡ください。

キーワード検索

エリア・市町村でさがす

<b>村山地域</b>	山形市 寒河江市 上山市 村山市 天童市 東根市 尾花沢市 山辺町 中山町 河北町 西川町 朝日町 大江町 大石田町
<b>最上地域</b>	新庄市 会山町 最上町 舟形町 真室川町 大蔵村 陸川村 戸沢村
<b>酒巻地域</b>	米沢市 長井市 南陽市 高森町 川西町 小国町 白鷹町 飯豊町
<b>庄内地域</b>	鶴岡市 酒田市 三川町 遊佐町 庄内町

事業所区分別施設でさがす

障害者支援施設	
<p><b>入所</b> 施設入所支援</p> <p><b>福祉訓練</b> 自立訓練(機能訓練)</p> <p><b>生活介護</b> 生活介護</p> <p><b>就労一般</b> 就労移行支援(一般型)</p> <p><b>就労B</b> 就労継続(B型)</p> <p><b>GH</b> 共同生活援助(グループホーム)</p> <p><b>相談</b> 相談支援</p>	<p><b>ショート</b> 短期入所</p> <p><b>生活訓練</b> 自立訓練(生活訓練)</p> <p><b>共同生活</b> 共同生活介護</p> <p><b>就労A</b> 就労継続(A型)</p> <p><b>児童D</b> 児童デイサービス</p> <p><b>地域C</b> 地域活動支援センター</p>
身体障害者福祉関係施設	